

第5章 施策の基本的方向

本計画では、男女共同参画および女性活躍を推進するため、次の施策を展開します。

特に重点プロジェクトである「新共働き」創出については、Ⅰ アクティブ・ウーマンの活躍と、Ⅱ 男女がともに楽しむライフスタイルの実現に向けた具体策を実行します。また、男女共立を担う「未来人材」育成については、Ⅲ 男女共立の次世代育成に掲げる施策を重点的に進めます。

Ⅰ アクティブ・ウーマンが活躍する社会の実現

- 1 女性活躍を積極的に進める企業の拡大
- 2 女性のキャリアアップ支援
- 3 働き方改革と両立支援の充実
- 4 女性の創業・再就職の支援

Ⅱ 男女がともに楽しむライフスタイルの推進

- 1 仕事も家庭も共に充実する生活の実現
- 2 子育て・介護支援の充実

Ⅲ 男女共立の次世代育成

- 1 家庭や学校における男女共同参画教育の普及
- 2 若者のライフデザイン支援

Ⅳ 地域における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

Ⅴ 女性の安全・安心の確保

- 1 生涯を通じた女性の健康支援
- 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる社会づくりの推進
- 3 女性に対する暴力の根絶

I アクティブ・ウーマンが活躍する社会の実現

本県は、働く女性の比率や共働き率が日本一高く、また多くの女性が子育てをしながら働いています。女性社長の比率も全国上位であり、女性活躍の先進県です。一方、女性管理職比率は全国と比べて低い状況にあります。

今後さらに多くの女性リーダーを輩出し、いきいきと輝く「アクティブ・ウーマン」を増やすため、長時間労働を前提としない働きやすい職場を実現し、女性の力が最大限に発揮できる社会を実現します。

1 女性活躍を積極的に進める企業の拡大

○企業における女性活躍の推進

- ・女性活躍の推進を経営の重点課題に位置付け、女性の採用・育成・登用を積極的に進める企業を増やします。また、成果を上げた女性の表彰や女性を中心とするプロジェクトの推進などにより、企業で活躍する女性を応援します。

主な事業等 「ふくい女性活躍推進企業」の認証・支援（H27～）
女性活躍推進法に基づく「事業主行動計画」の策定・認定支援〔国〕（H27～）
優れた成果を上げた女性を表彰する「ふくいグッドジョブ女性表彰」の実施（H27～）
女性を中心とする「女性活躍プロジェクトチーム」の活動支援 など

- ・合同企業説明会等において「女性活躍推進企業」を積極的にPRするとともに、「就活女子応援員」による女子学生との交流や、ふくい女性活躍支援センターにおける求人紹介などにより、企業の女性採用を支援します。

主な事業等 合同企業説明会など学生向け就活イベントにおける企業PR
就活女子応援員による女子学生の県内企業への就職促進（～H29）
ふくい女性活躍支援センターによる女性求人紹介
人材確保支援センターや福井Uターンセンターによる就職支援
建設工事の入札参加資格審査において女性技術者を雇用する企業を加点評価（H28～）
県ポータルサイト「ふくい女性活躍net」における女性活躍推進企業紹介（H28～）
県外在住の女性の中途採用を進める「プラス1雇用」の促進（H28～） など

- ・男女雇用機会均等法の遵守や、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなど職場における各種ハラスメント防止等について、労働局と連携して周知・啓発を進めます。

主な事業等 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の関係法令の定着〔国〕
福井県労使相談センター等による労働相談の実施 など

目標項目	現状	目標
「ふくい女性活躍推進企業」登録数[累計(H27年度～)]	157社 (H28年度末)	300社 (H33年度末)

*「主な事業等」中、福井県において女性の活躍推進に向け組織体制を整備した平成27年度以降、新たに実施している事業等には下線を引いています。事業等については、計画期間中も毎年度追加・更新します。

2 女性のキャリアアップ支援

○女性リーダーの育成

- ・お茶の水女子大学と共同開発した独自の女性人材育成プログラム「未来きらりプログラム」や、生活学習館における女性のキャリアアップ研修の拡充等により、企業の女性リーダー育成を支援します。

主な事業等 女性リーダー育成研修「未来きらりプログラム」（企業リーダーコース）の実施
同 製造業で働く女性技術者・技能者向け「製造業リーダーコース」の実施（H28～）
生活学習館における女性のビジネススキルアップ講座の拡充（H29～） など

- ・女性対象研修に加え、女性を部下に持つ経営者・上司向けマネジメント力向上セミナー等を拡充し、女性のキャリアアップを促進します。

主な事業等 企業経営者・人事担当者向け女性活躍推進セミナーの開催（H27～）
生活学習館における管理職のための女性人材育成セミナーの開催（H28～）
女性部下を持つ上司を対象とする「上司力養成コース」の実施（H29～） など

- ・「ふくい女性活躍支援センター」におけるキャリア相談や、講座・研修情報の一元化などにより、働く女性のスキル向上を支援します。

主な事業等 ふくい女性活躍支援センターによるキャリア相談
県ポータルサイト「ふくい女性活躍net」による情報の提供（H28～） など

目標項目	現状	目標
企業における女性管理職の割合 〔福井県勤労者就業環境基礎調査〕	17.3% (H27年度)	20.0% (H33年度)

3 働き方改革と両立支援の充実

○長時間労働の是正など男女がともに働きやすい職場環境づくり

- ・労働局、経済団体、労働団体等と連携して、企業の働き方改革を推進し、長時間労働の是正や年次休暇の取得促進を進めます。特に女性に比べて残業時間の多い男性の残業を減らし、仕事と家庭の両立を図ります。

主な事業等 「ふくい働き方改革推進会議」における働き方改革の推進方策の検討・実施〔国〕（H27～）
過重労働に対する指導強化〔国〕（H28～）
「ふくい女性活躍推進企業」においてワーク・ライフ・バランスの取組みを促進（H27～）
新 誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を表彰（H30～） など

- ・非正規雇用労働者の正社員転換や、「同一労働同一賃金」などの待遇改善等を促進します。

主な事業等 非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を実施する企業への助成〔国〕
「同一労働同一賃金」ガイドライン（案）の策定〔国〕（H28） など

○出産・子育てしながらキャリアを継続できる環境づくり

- ・「企業子宝率」調査等を通じて、育児休業制度や短時間勤務制度の充実を図り、女性が出産・子育てしながらキャリアを継続できる雇用環境をつくりまします。一方、子どもが小さいうちは家庭で子育てに専念したい女性には、長期間の育児休業取得や、離職後の再雇用制度など、その希望を叶えるための支援を充実まします。また、介護休業制度の拡充等により、介護離職の防止を図りまします。

主な事業等 従業員の子ども数「企業子宝率」が高い企業を「子育てモデル企業」に認定・普及（～H29）
「企業子宝率」向上のための職場環境改善キーパーソンの養成（H29）
 次世代育成支援対策推進法に基づく「事業主行動計画」の策定・認定支援〔国〕
短時間勤務の期間延長など法定以上の両立支援制度を導入する企業を奨励（H27～）
子どもが1歳までの育児休業取得を促進する企業を奨励（～H29）
育児等による離職者の再雇用制度を導入する企業を奨励（H27～）
従業員の介護休業取得を支援する企業への助成〔国〕（H28～） など

- ・「イクボス」宣言など、仕事と子育ての両立に対する経営者や上司・同僚の理解を進め、男女がともに子育てしながら働きやすい職場環境づくりを促進まします。

主な事業等 「父親子育て応援企業」の登録・普及
 育児休業取得者の代替要員を確保する企業への助成〔国〕
イクボスセミナーの開催（H27～H29） など
 ※平成28年11月に全国知事会において知事が「イクボス」を宣言

- ・妊娠、出産、育児休業等を理由とした不利益の防止および母性保護や母性健康管理について、労働局と連携して周知・啓発を行い、女性が妊娠中や出産後も安心して働くことができる職場環境をつくりまします。

主な事業等 男女雇用機会均等法等に基づく女性の母性保護及び母性健康管理の定着〔国〕
 事業所向け仕事と子育ての両立支援ハンドブックによる啓発
 福井県労使相談センター等による労働相談の実施（再掲） など

目標項目	現状	目標
仕事と家庭の両立に向けた支援措置を導入している事業所の割合（就業規則等により支援措置を明文化） 〔福井県勤労者就業環境基礎調査〕	64.9% （H27年度）	80.0% （H33年度）

4 女性の創業・再就職の支援

○女性の創業の拡大

- ・女性向け創業セミナーの開催や専門家による創業相談などにより、女性の創業を促進します。

主な事業等 ふくい産業支援センターによる女性創業セミナーの開催（H27～）
ふくい女性活躍支援センターにおける女性創業相談（H27～）

- ・自営業や専門職など個人で活動する女性起業家のスキルアップや人脈づくりを応援し、新たなビジネス展開を支援します。

主な事業等 自営業・専門職の女性を応援する「ふくい元気女子交流会」の開催（H27～H29）
女性グループによるビジネス活動への支援（H27～）
先輩女性社長による女性のビジネス支援（H29～）
「ふくい女性活躍net」において女性グループ等の活動を紹介（H28～）

○女性の再就職支援

- ・結婚、出産、子育て等により離職した女性に対し、「ふくい女性活躍支援センター」等において職業紹介や保育所の紹介、再就職セミナーの開催など、再就職をワンストップで支援します。

主な事業等 ふくい女性活躍支援センターによるワンストップ就職支援
再就職のための企業面談会・セミナーの開催（H28～）
ハローワークマザーズコーナーにおける就職支援〔国〕 など

- ・離職した女性に対するパソコン技能、簿記技能、総務実務についての訓練など、職業能力訓練や資格取得の支援を通じ、再就職が円滑に進むよう支援します。また、働く意欲のある潜在的な就業希望者に対して、講座・研修情報を効果的に提供し、再就職に役立つスキルアップを促すことにより、さらに多くの女性の再就職につなげます。

主な事業等 職業能力開発促進センターによる離職者向け職業訓練〔国〕
産業技術専門学院による離職者向け職業訓練
ひとり親家庭に対する資格取得や就労等の支援
「ふくい女性活躍net」による情報の提供（H28～）（再掲）

目標項目	現状	目標
ふくい女性活躍支援センターを通じた女性の就業・創業件数〔累計（H26年度～）〕	243人 （H28年度末）	650人 （H33年度末）

Ⅱ 男女がともに楽しむライフスタイルの推進

本県は三世代同居率が全国2位であり、特に子育て世帯においては、三世代同居・近居が約8割と高く、多世代が助け合って暮らしています。一方、男性の家事・育児時間は女性に比べて少なく、働く女性のゆとりが少ない状況です。

今後は、家事・育児を「負担」と考えるのではなく、「一緒に楽しむ」ものと捉えて、男女がともに支え合いながら家事・育児を楽しみ、仕事も家庭もともに充実するライフスタイルを実現します。

1 仕事も家庭も共に充実する生活の実現

○「家族みんなで家事・育児を楽しむ」生活スタイルの推進

- ・夫婦で一緒に家事・育児を楽しむキャンペーンの実施や、親子で参加できるイベントの開催など、家族みんなで家事・育児を楽しむ機運を醸成し、男性の積極的な家事・育児参画を推進します。また、男性が家庭生活において自分の身の回りのことを行うよう啓発します。

主な事業等 料理や掃除などの基礎を学ぶ「家事チャレンジ検定」の実施
 家族で出かける機会を充実する「家庭の日」家族ふれあいデーの実施
 家族団らんの時間を増やす運動「放課後活動定休日」の実施
新婚夫婦や新米パパママを対象とした家事・育児講座の開催（H28～）
夫婦で一緒に家事を楽しむキャンペーンの展開（H29～） など

- ・男性が子育ての経験を通じ、働き方を見直し、より主体的に家事・育児に参画するきっかけとなるよう、男性の育児休業取得を促進します。特に配偶者の出産直後に男性が休むことが「当たり前」になるよう育児のための休暇取得を進めます。

主な事業等 男性従業員の育児休業取得を促進する企業への助成〔国〕（H28～）
 「父親子育て応援企業」の登録・普及（再掲）
 新米パパの子育てブック「パパチケット」の配布（HP掲載）
男性が配偶者出産時に有給休暇をとる「1week 育児休暇」運動の展開（H29～） など

- ・男女がともに支え合う家庭が築けるよう、地域や職場でのつながりを活かした「めいわくありがた縁結び」活動により、結婚の希望がかなう環境づくりを進めます。

主な事業等 地域の縁結びさんや結婚相談所による結婚支援
従業員の出会いと結婚を応援する「ふくい結婚応援企業」の登録（H27～）
結婚ポジティブキャンペーンの展開（H27～） など

目標項目	現状	目標
男性の育児休業取得率 〔福井県勤労者就業環境基礎調査〕	1.2% (H27年度)	5.0% (H33年度)
男性の配偶者の出産直後の育児休暇取得率 〔福井県勤労者就業環境基礎調査〕	28.1% (H27年度)	50.0% (H33年度)

2 子育て・介護支援の充実

○多様な担い手・サービスによる家事・育児の助け合いの推進

- ・子育ての相談体制の充実に加え、病児デイケアなどの多様な保育サービスを推進し、働きながら子育てしやすい環境をつくれます。

主な事業等 新ふくい3人っ子応援プロジェクトの実施
民間支援団体による一時預かりなど「すみずみ子育てサポート」の充実
保育士等の有資格者「子育てマイスター」による子育て相談の実施
地域子育て支援拠点による育児相談、情報提供の実施
放課後子どもクラブの充実
病児保育施設の整備促進
病児保育施設による病児送迎サポートの実施（H28～）
保育士資格の取得や潜在保育士の再就職支援の実施（H28～） など

- ・祖父母の「孫育て」に必要な知識やスキルを学ぶ機会の提供や、孫守り休暇の取得を奨励するなど、三世代による家事・育児の助け合いを支援します。

主な事業等 三世代同居に必要となるリフォームや近居住宅の取得を支援
従業員に孫守り休暇を取得させた企業への助成（H27～）
三世代を対象とした子育て講座の開催（H29～） など

- ・家事時間の短縮につながる家電の活用や、福利厚生制度として家事代行サービスを導入する企業の支援などにより、子育て世帯の家事負担の軽減を図ります。

主な事業等 福利厚生制度として家事代行サービスを導入するモデル企業を支援（H29～） など

○介護予防・介護支援の拡充

- ・高齢者のスポーツ等を通じた健康づくりや、介護予防、要介護度改善などの自立支援を促進し、健康で元気な高齢者（アクティブ・シニア）を増やします。

主な事業等 高齢者が参加するスポーツ体験会等の開催を支援（H27～H29）
高齢者が行う世代間交流や高齢者同士の交流活動を支援（H29）
新 シニアグループの新たな地域貢献活動や交流活動を支援（H30～）
要介護度の改善に成果を上げた事業所への支援（H27～）
ふくい認知症予防メニューの普及（H28～） など

- ・医療と介護の連携による24時間対応の在宅ケア支援や、介護施設の計画的な整備などにより、家庭における介護負担の軽減を図ります。

主な事業等 在宅医療・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケア体制づくりの推進
24時間対応の訪問介護など在宅サービスの充実
介護施設の計画的な整備 など

Ⅲ 男女共立の次世代育成

本県では、独自の「福井型18年教育」により、小中学生の学力・体力は全国トップクラスを続けています。子どもたち一人ひとりがふるさと福井への誇りや愛着を持ちながら、将来、様々な分野で活躍できるような教育を進める必要があります。

このため、男女が共に自立しながら個性と能力を発揮し、人生のあらゆる段階で主体的な選択を行うことができるよう、長期的な視点でライフデザインを描くとともに、男女共同参画についての理解を促進します。

1 家庭や学校における男女共同参画教育の普及

○家庭教育のための啓発・学習の促進

- ・ 家族が協力して家事を行う意識を育むため、子どもの「お手伝い」の機会を増やすなど、日常生活において多様な経験を積み、社会性を身につけることができるよう、保護者向けに家庭教育の啓発や支援を行います。

主な事業等 家庭教育支援リーフレットによる啓発 (H28～)
P T Aと連携した保護者向け家庭教育講演会を実施 (H28～)
 テレビ番組等を活用した保護者の家庭教育の支援 など

- ・ 幼稚園、保育所等において、園児が自分の気持ちを伝える力、友達との思いの違いに気づき相手の立場に立って思いやる力の育成に努めます。

主な事業等 幼児教育支援プログラムの策定・実践
市町幼児教育アドバイザー・園内リーダーの育成・配置 (H27～) など

○学校における男女共同参画およびライフプラン学習の推進

- ・ 小学校における男女共同参画モデル授業の普及など、家庭の仕事の分担を考える機会を提供し、男女が互いに協力し合い、家族の一員としての役割を果たすことの重要性についての理解を促進します。

主な事業等 小学生向け男女共同参画パンフレットによる啓発
小学5年生を対象とした男女共同参画に関するモデル授業の実施 (H27～) など

- ・ 中学生や高校生を対象に、長期的な視点で自らのライフプランと将来の職業を考える機会を提供し、性別にかかわらず、主体的に進路を選択する力を身につける教育を進めます。

主な事業等 高校生向け「将来の職業を考える」パンフレットによる啓発

中学生向け「将来の職業と男女共同参画を考える」パンフレット制作・配付 (H29～)
 中学生を対象とした「将来の職業を考えるセミナー」の開催
 高校生を対象とした「理工系分野の活躍女性セミナー」の開催
「ライフプラン学習」副教材による啓発 (H28～)
福井で働く女性紹介冊子(福女のススメ)の制作・配付〔福井市〕 (H28) など

○メディアを通じた男女共同参画の啓発

- ・男女共同参画に関する新聞記事を使った教育活動や、将来の進路・職業選択の参考となるような福井で活躍する先輩・社会人の紹介など、メディアと連携し、男女共同参画とライフデザイン設計の啓発を行います。

主な事業等 NIE(Newspaper in Education)による教育活動
 地元紙による若者の夢と地元定着を応援するプロジェクトの展開 など

- ・メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシーの向上を図ります。

主な事業等 高校生を対象とした情報モラル講演会の開催 など

- ・メディアに対して男女の人権を尊重した表現を行うとともに、固定化された性差にとられない表現とするよう働きかけます。

主な事業等 メディアに対する男女の人権を尊重した表現の働きかけ など

目標項目	現状	目標
男女共同参画モデル授業を実施する市町	9市町 (H28年度)	県内全市町 (H33年度)

2 若者のライフデザイン支援

○大学生等へのキャリア教育の推進

- ・男女が長期的な視点で自らの人生設計を行い、性別にとられず、主体的に生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。

主な事業等 就活女子応援員と女子大学生との交流会の開催 (～H29)
 女子大学生と働く女性との交流会「キャリア・カフェ」の開催
 大学におけるワーク・ライフ・バランスを含めたキャリア教育の推進 など

- ・大学連携センター(Fスクエア)における県内大学の共通講義への参加や、大学生による合同大学祭の開催など、大学の枠を超えた様々な学習・交流体験を積むことにより、男女が共に自立しながら協力し合うことの理解を深めます。

- 主な事業等** 大学連携センター（Fスクエア）における共通講義の開講（H28～）
県内大学生による合同大学祭の開催（H28～）
若者チャレンジクラブによる学生や若者の相互交流の促進 など

○ライフステージに応じたセルフブランドの開発・向上

- ・人工知能やロボットなど著しい技術革新の進展にあわせ、働き方を変革し、男女がともに自立した生活を送ることができるよう、新たなビジネススキルや知識を習得するための機会の提供や、多様なネットワークづくりを通じ、「セルフブランド」（自己の知識や技能）の開発・向上を支援します。

- 主な事業等** 学びなおし総合情報サイトにおける講座や資格情報の一元的発信
働きながら大学や大学院で学ぶ社会人に対し奨励金を支給
学びなおしサポートセンターによるキャリアアップ相談や進学情報の提供（H28～）
最先端IT技術セミナーの開催（H28～）
◆ 産学官連携によるAIやIoTを活用したビジネスの創出支援（H30～）
ふくい産業支援センターによる創業相談や起業セミナーの実施
◆ 県内学生の起業チャレンジに対する支援（H30～）
人工知能やロボットなど最新技術動向や活用スキルを習得する講座の実施（H29～）
など

- ・生涯学習センター等におけるリカレント教育の充実を図り、学びを地域や職場における実践につなげます。

- 主な事業等** ふるさとを知るための講座や地域活動につながる実践型講座の開設（H28～）
生涯学習ネットワークシステムによる県内講座情報の一元的発信 など

IV 地域における男女共同参画の推進

本県では、子育てや福祉などの地域活動やまちづくり活動など、地域において、女性が積極的に活動しています。また、農山漁村においても、多くの女性グループが活動するなど、女性が重要な役割を担っています。

今後、人口減少時代を迎える中、活力ある地域社会を維持・発展させていくため、「女性の力」をさらに活かし、多様な分野において女性が活躍できる社会を実現します。

1 地域活動における男女共同参画の推進

- ・地域において、性別による役割分担意識や慣行等の見直しを図るため、男女共同参画に関する講座・イベントの開催や、パンフレット配布、パネル展の実施などにより、意識啓発を進めます。

※慣行の例 … 町内会を男性中心に運営、性別による座席配置、女性だけがお茶出しや片づけを実施 など

主な事業等 生活学習館における男女共同参画講座の開催
男女共同参画月間（6月）における普及啓発キャンペーン
ふくいきらめきフェスティバルの開催
男女共同参画を推進する団体や個人に対する表彰の実施
ふくい女性財団による男女共同参画の推進活動の支援 など

- ・子ども会や女性部等の地域活動、福祉ボランティアや食育ボランティア等の社会貢献活動、交流拡大につながるまちづくり活動など、様々な分野において女性の力が発揮できるよう、活動支援や情報発信などを行います。また、自治会などの団体役員への女性の登用を促進します。

主な事業等 交流事業を進める県民共働グループへの活動支援（H28～）
ボランティア活動やNPO活動の普及、情報提供
地域における子ども見守り活動の実施 など

- ・女性グループによる農産物の直売や加工品生産などの高付加価値化を進めるとともに、女性の農林水産業関連の経営者育成や農山漁村における女性が働きやすい環境づくりを推進します。また、農林水産団体の役員等への女性の登用を拡大します。

主な事業等 女性のアイデアを活かした農産物の加工品開発への支援（H27～）
女性「農業士」「漁業士」「林業士」の認定促進
農林漁業の技術・経営向上のための技術研修会の実施
家族経営協定の締結促進
農業協同組合や漁業協同組合、森林組合の正組合員への女性の加入促進
農業委員、農家組合、生産組合への女性の参画促進 など

- ・ 消防活動に加え、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導など、女性の視点に立ち、地域の安全・安心の確保に向け、活動を行います。また、災害時における避難所運営や災害ボランティア活動などにおいて、男女共同参画の視点から配慮を行います。

主な事業等 消防団への女性、学生等の加入促進
 消防職員や警察官など防災担当職員への女性の採用・登用拡大
 女性警察官等の避難所や仮設住宅等における相談受理、防犯指導等の実施 など

目標項目	現状	目標
自治会長における女性の割合	2.1% (H28年度)	5.0% (H33年度)

2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ・ 政策や方針の決定の際に女性の意見がより反映されるよう、県や市町の審議会等において、女性委員を積極的に登用します。

主な事業等 県の審議会等における女性委員の積極的な登用
 市町の審議会等における女性委員の積極的な登用 など

- ・ 女性活躍推進法に基づく県および市町「特定事業主行動計画」を着実に推進し、行政分野における女性の管理職・リーダー登用を拡大します。

主な事業等 福井県女性活躍推進計画による女性管理職等の登用促進 (H28～)
福井県教育委員会特定事業主行動計画による女性管理職等の登用促進 (H28～)
福井県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画の推進 (H28～)
 市町における女性管理職等の登用促進 など

目標項目	現状	目標
県の審議会等における女性委員の占める割合	32.6% (H27年度末)	40.0% (H33年度末)

V 女性の安全・安心の確保

男女共同参画社会を実現するため、生涯にわたり、男女がともに健康で豊かな生活を送ることが重要です。とりわけ、女性は妊娠、出産をする可能性があることから、心身の特性に配慮した適切な対応が必要です。

また、高齢者、障害者、外国人等においては、女性であることからさらに困難な状況におかれている場合があります。これらに直面する人々の人権を尊重し、安心して暮らせる環境づくりを目指します。さらに、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

1 生涯を通じた女性の健康支援

○女性の健康づくりの支援

- ・女性特有の子宮頸がん、乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率を向上させるとともに、婦人科疾患、更年期障害等の様々な心身の悩みに関する健康相談など、女性のライフステージに応じた健康づくりを支援します。

主な事業等 働く女性のための休日や平日夕方（17～19時）のがん検診の実施
 小規模事業所に対する子宮・乳がん検診費用の補助（～H29）
 市町が行うがん検診に係る経費への補助拡充（H30～）
 女性の健康問題に関する医師や助産師による相談窓口の開設
 働く女性の生活習慣の改善を促す県民運動の実施（H29～） など

- ・喫煙や性感染症、薬物乱用など女性の健康に大きな影響をもたらす問題について、正しい知識の普及啓発や、薬物犯罪の取締り徹底などの対策を推進します。

主な事業等 多数の人が利用する施設における禁煙・分煙表示による受動喫煙防止対策の推進
 小中高校におけるたばこの害等について学ぶ健康教室の開催
 エイズの正しい知識の普及啓発や相談・検査体制の整備
 学校等における薬物乱用防止教室の開催
 薬物乱用の違法性・危険性を周知する県下一斉キャンペーンの実施 など

○妊娠・出産等に関する健康支援

- ・安心して子どもを産み育てることができるよう、周産期医療体制の充実を図るとともに、子育て世代包括支援センターの設置など、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目ない相談・支援体制を推進します。また、不妊に悩む男女の身体的・精神的な負担の軽減や支援を図ります。

主な事業等 母子保健サービスを提供する市町への専門的技術指導・助言
 総合および地域周産期母子医療センターの連携強化
 女性の健康問題に関する医師や助産師による相談窓口の開設（再掲）
 市町における子育て世代包括支援センターの設置（H27～）
 産後の母親に対する医療・生活支援の実施（H28～）
 不妊治療を受けている夫婦に対する治療費の助成 など

○性に関する教育の推進

- ・児童生徒の発達段階を踏まえて、性に関する指導内容や指導方法を検討し、学校教育活動全体を通じて、それぞれの学校の実態に基づいた取組を進めます。

主な事業等 学校における性に関する正しい知識の指導や性差による健康に関する指導の推進 など

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる社会づくりの推進

- ・高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりを支援するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、高齢者を地域で支える環境づくりを推進します。

主な事業等 高齢者が参加するスポーツ体験会等の開催を支援 (H27～H29) (再掲)
高齢者が行う世代間交流や高齢者同士の交流活動を支援 (H29) (再掲)
介護施設における高齢者の短時間就労の促進 (H29～)
 高齢者を対象とした地域活動の担い手養成を支援
 老人クラブが行う生きがいや健康づくりのための活動を支援
シニアグループの新たな地域貢献活動や交流活動を支援 (H30～) (再掲)
 シルバー人材センターの活動支援
 地域住民による「見守りネットワーク」結成の促進 など

- ・障害者が安心して地域で生活できる環境の確保や、段差解消や点字ブロックの敷設等のバリアフリー化を進めるとともに、障害者の働く場の拡大、スポーツに親しむ機会の拡充等により、障害者の自立と社会参加を支援します。

主な事業等 障害者福祉施設の整備
 就労継続支援事業所へのアドバイザー派遣や施設外就労の促進
障害者を対象とした介護人材等の育成支援 (H29～)
 鉄道駅や歩道のバリアフリー化、低床バス、低床車両の導入
宿泊施設のバリアフリー整備への支援 (H29)
 障害者スポーツ体験教室の開催やスポーツを通じた障害者と健常者の交流促進
障害者が身近な地域で手軽にスポーツに親しむ機会の拡大 (H29～)
 新 共生社会の推進(障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の普及啓発 (H30～))
 新 小規模商業施設等のバリアフリー整備への支援 (H30～) など

- ・ひとり親家庭等の親子が自立した生活を送ることができるよう、保護者の就業支援や子どもの教育支援など、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行います。

主な事業等 学習ボランティアによるひとり親家庭児童の学習支援
 ひとり親家庭の親・子どもの学び直しの支援
 ひとり親家庭の親に対する資格取得の支援

母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援
ひとり親家庭相互の交流支援 など

- ・性的指向、性同一性障害などを理由とした差別が生じないよう、啓発活動を進めます。

主な事業等 福井県人権センターによる相談
人権啓発ハンドブックの制作・配布
人権フェスティバルにおけるパネル展示 など

- ・外国人住民に対する多言語による生活情報の提供や、外国語による法律・生活相談の実施、医療・災害時など緊急時における対応など、外国人住民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

主な事業等 日常必要とする生活情報などの多言語での情報提供
日常生活を営む上で必要な日本語を学ぶ機会の提供
外国人住民向け生活相談窓口の設置、法律・在留手続き等の無料相談会の開催
医療・災害時における支援体制の強化 など

3 女性に対する暴力の根絶

○配偶者等からの暴力への対策の推進

- ・配偶者からの暴力は犯罪であり、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を深めてもらうため、リーフレット配布やパネル展などにより、啓発活動を推進します。また、若い世代に対しては、将来、加害者にも被害者にもならないよう、デートDVについての啓発など予防のための教育を行います。

主な事業等 「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発キャンペーン
配偶者からの暴力に関する啓発等を実施する民間団体への支援の実施
配偶者からの暴力に関する啓発リーフレット配布
高校生を対象とした「デートDV」防止パンフレットの配布 など

- ・配偶者からの暴力についての相談に適切に対応するため、県内8箇所の配偶者暴力被害者支援センターおよび関係機関において、女性相談員や医療関係者、弁護士などによる相談やカウンセリングを行います。また、被害者や被害に気づいた第三者からの相談に速やかに応じ、被害者の自立支援を適切に進めるため、相談・支援に関わる関係機関の相互連携を一層進めます。

主な事業等 配偶者暴力被害者支援センターの運営
DV被害者支援関連機関連携マニュアルの作成
配偶者暴力に携わる初任者のための研修の実施
配偶者暴力被害者支援センターにおける地区別窓口担当者研修会の実施
医療関係者と協力した被害発見・通報体制の整備
民生委員・児童委員、人権擁護委員に対する研修の実施 など

- ・被害者が安心して暮らすことができる住宅の確保に向けた支援や、生活再建のための支援制度や就労に関する情報提供を行うなど、被害者の自立支援を推進します。

主な事業等 被害者の緊急一時保護の実施
 自立に向けた準備のために一時的に利用できる「ステップハウス」の整備
 県営住宅への被害者の優先入居
 一時保護期間中における被害者への経済的支援
被害者の生活支援を行う民間シェルター運営への助成（H28～） など

- ・配偶者暴力防止法、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、被害者に対する防犯指導や自衛手段等の教示、加害者への指導・警告などによる加害行為の未然防止、暴力の現場への警察官の迅速な到着と暴力の制止など、暴力の拡大の抑止に努めます。また、配偶者からの暴力が刑罰法令に抵触する場合には、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な処置を講じて適正かつ適切に対処します。

主な事業等 企業等内にDV・ストーカー等の相談窓口となるレディースガードリーダーの設置
 被害者に対する防犯指導
 ステップハウス周辺等における防犯パトロール
 暴力の現場への迅速な到着に向けた取組み など

○性犯罪など女性に対する犯罪防止対策の推進

- ・防犯パトロールや警察安全相談など、女性が犯罪被害者となることを防止するための対策を進めます。また、女性による防犯サークル活動や継続的な防犯情報の発信などにより、女性の防犯意識の向上を図ります。

主な事業等 企業等内にDV・ストーカー等の相談窓口となるレディースガードリーダーの設置(再掲)
 地域防犯団体や地域住民による防犯パトロールの実施
女子学生防犯サークルによる啓発活動（H28～）
女性向け防犯情報等を提供する安全安心メールマガジンの配信（H28～）
高校生が出演する防犯CMによる啓発（H29～） など

- ・被害の潜在化を防止するため、女性相談員や女性警察官による被害相談など相談しやすい環境を整備します。また、被害者に対する事情聴取等の際、さらなる精神的被害を与えることのないよう、被害者の心理的側面を考慮した対策を推進します。

主な事業等 女性特有の相談を担当する女性警察職員（レディースパートナー）の配置
 犯罪被害者の診断書等の経費の公費負担
 性暴力被害者支援研修会の開催
 新 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの相談受付時間の延長（H30～）
 など

- ・ 女性への暴力行為、ストーカー行為、性犯罪などに対し、刑罰法令に抵触する場合には、検挙など適正な措置を講じます。刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて指導・警告等の行政措置を講じるなど、迅速かつ的確な対処を図ります。

主な事業等 女性への暴力行為に対する迅速的確な対処の推進
 ストーカー行為への迅速的確な対処の推進
 性犯罪等の前兆と見られる事案への対応
 売春および買春・児童ポルノの根絶に向けた対策の推進 など

- ・ 女性を専ら性的または暴力行為の対象として捉えたメディアに対して、福井県青少年愛護条例の効果的な運用を図ります。また、インターネットにおける有害情報の配信等に対する相談体制や、サイバー犯罪への対処能力の強化など、サイバー空間における県民の安全・安心確保対策を推進します。

主な事業等 インターネット上の青少年に悪影響を与える情報を小中高校生の保護者に提供
 サイバー犯罪捜査官の育成
 サイバー犯罪捜査資機材の充実・強化 など

目標項目	現状	目標
DVをどこ（誰）にも相談しなかった人の割合 [配偶者等からの暴力に関する実態調査（5年毎の調査）]	48.5% （H25年度）	30%未満 （H33年度）